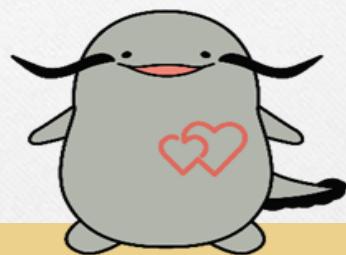


医療型短期入所事業説明会



2025年 12月 18日
滋賀県立総合病院

医療型短期入所とは

- ・障害者総合支援法に基づいて、家族の休息（レスパイト）・私用・家族の学校行事などのための自宅で介護されることが困難な場合、短期間、医療機関等で必要な医療的ケアや介護を提供する福祉サービスです。

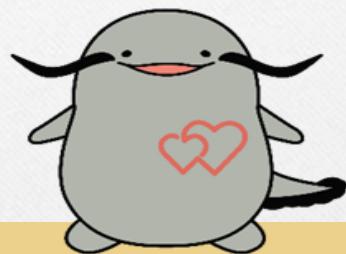
利用対象者

- 医療型短期入所の支給決定を受けた方が、利用できる制度です。
- 総合病院こども棟では、原則として、滋賀県内にお住まいの18歳未満の方を対象とします。
- 登録・利用いただいている、18歳を超えた方については、引き続きご利用いただけます。

利用するためには

- お住まいの市町から交付される、**医療型短期入所の受給者証**が必要です。
- 当院と障害福祉サービス利用契約を結んでいただきます。

利用までのながれ



契約まで(1)

1

- ・当院地域医療推進室へ電話で相談



(医療型短期入所の受給者証がない方は)

- ・市町で支給申請手続きが必要です

2

- ・かかりつけ医に利用希望を伝え、当院外来を紹介予約

3

- ・当院外来受診、診察・聞き取り、お試し入院日程調整

契約まで(2)

4

- ・お試し入院(複数回になる場合があります)



(院内の契約判定会議)

- ・安全に利用いただけるかを判定

5

- ・重要事項説明・メール登録・利用契約・受給者証確認



(毎月の利用は)

- ・専用サイトから申し込みいただきます

利用申し込み

- ・毎月の利用申し込みは、**毎月メールでご案内**します。
- ・申込受付開始日と申込期間は、毎月のメールでお知らせします。
- ・1回の日数は**最大6日間**とし、同月の複数回利用の申し込みはできません。

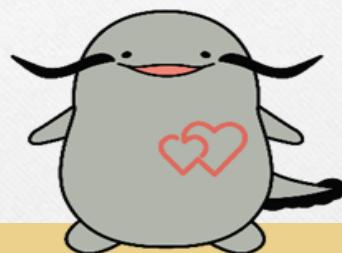
利用決定について

- 利用希望日が多数重なった場合は、**日程の調整**などをお願いすることがあります。
- 利用決定は、メールでお知らせします。

利用キャンセル

- 電話でご連絡をお願いします。
受付時間：平日 8：30～16：00
- 窓口：地域医療推進室
☎：（代）077－582-5031

入所から退所まで



利用病棟

- こども棟「そら病棟」「にじ病棟」の多床室を利用いただきます。
- 利用していただく部屋は、利用のたびに異なる場合があります。

入所当日

- ・入所は、平日（土日祝除く）『午前11時』です。
- ・1階受付で受給者証と体調を確認します。
- ・入所日のケアは午後のケアからとなります。
- ・食事、経管栄養、内服はお昼（12時）から実施します。

持ち物

- 医療機器やケア用品は、ご自宅から持参していただきます。
- お薬は、ご自宅から持参していただきます。
 - ・ 1回分ごとにまとめ、お名前と内服日などを記載いただきます。

入所中の生活(1)

- 食事は、利用者の食べる機能に合わせた食事形態を考慮いたします。
 - ・ 経管栄養剤を注入される方は、栄養剤の持参をお願いします。
- 清潔援助として、シャワーまたは、清拭・洗髪を行ないます。
 - ・ 3~4日間の利用で1回、 5~6日間の利用で2回、となります。

入所中の生活(2)

- ・更衣は、1日1回、汚染時は適宜更衣します。
(その他)
 - ・ケア内容や時間等を調整することがあります。
 - ・面会は、こども棟のルールにしたがってお願
いします。
 - ・入所中の外出はできません。

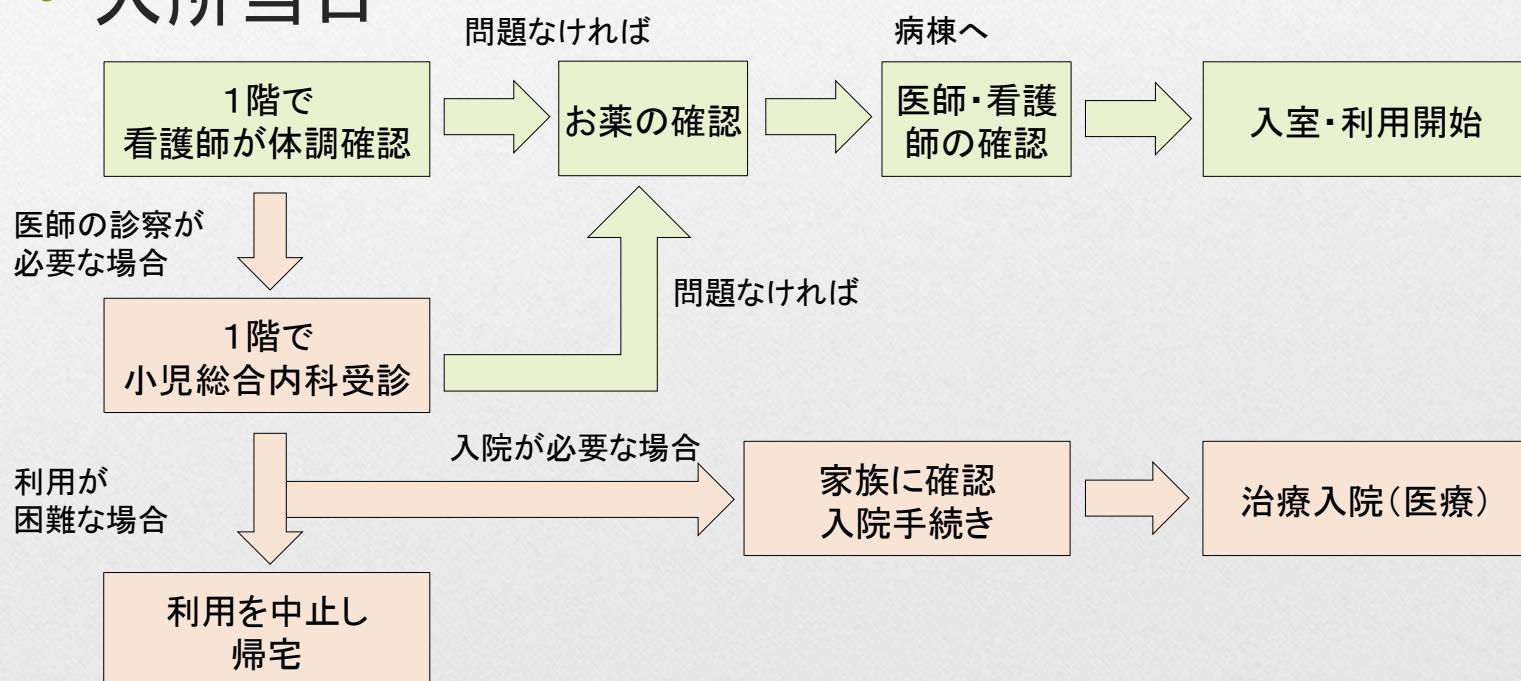
※ 持ち物や入所中の生活について、詳しくは、
利用契約時にお渡しする「利用のしおり」をご確認ください。

退所当日

- ・退所は、『午前10時』です。
- ・退所日のケアは、帰宅後にお願いします。
- ・医療費、食事等の請求がある方については、
総合受付でお支払い願います。
 - ・サービス利用料については、負担上限額の確認が必要になるため、翌月に請求書を送付させていただきます。

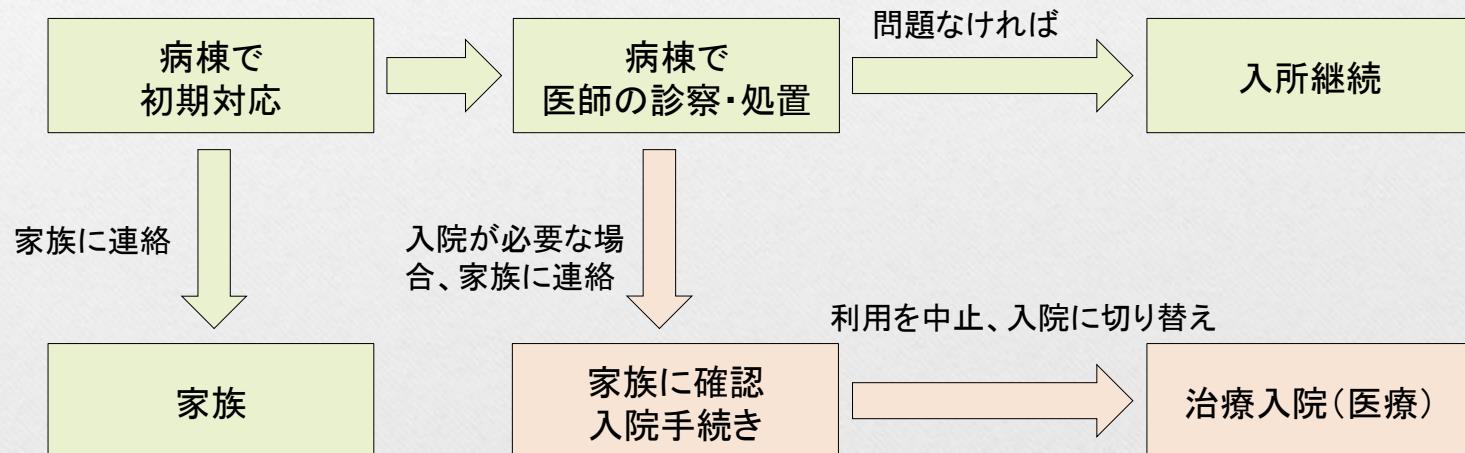
医療対応（入所時）

・入所当日

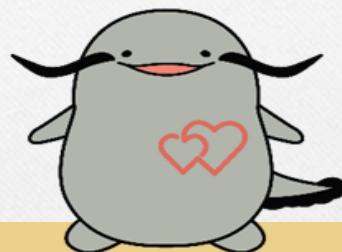


医療対応（入所中）

- 体調不良、デバイスの計画外抜去など



費用負担について



利用料

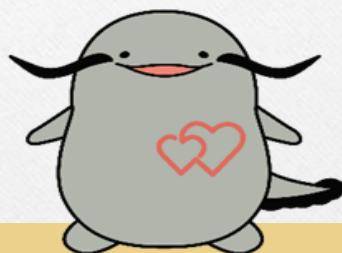
- ・原則ご負担は、サービス費の1割となります。
- ・市町で決定される、負担上限月額（すべてのサービス利用の合計）までの負担になります。
 - ・詳しくは、お住まいの市町の障害福祉窓口でご確認ください。

その他の費用

- 入所中の医療的ケアのうち、保険診療として行うものについては、**医療費のご負担をいただきます。**
- 食事を摂られたり、消耗品等を使用した場合は、**別に実費負担をいただきます。**
 - ・ 食事負担額 1日あたり 1,530円 又は 1,000円
(所得区分によって異なります。)

※ 金額は、2025.12現在
物価変動等により変更があります。

今後のお手続きについて



登録がある方のお手続き

- ・現在、当院のレスパイト入院の登録がある方を対象に「契約・説明会」を開催します。
※登録メールアドレスに案内を送信します。
- ・スライド6「契約まで(1)」の1~3、スライド7「契約まで(2)」の4は、必要ありません。
- ・障害福祉サービスの支給決定手続きについては、お住まいの市町にお問い合わせください。

新規に利用をお考えの方

- 新規に当院の短期入所（レスパイト）を検討される方は、**随時ご相談を受け付けます。**

※問い合わせ先：地域医療推進室

：☎（代）077-582-5031

：平日 8:30～16:00

- 障害福祉サービスの支給決定手続きについては、お住まいの市町にお問い合わせください。